

北京政府期における中央外交と地方外交 (1919~20) : 湖南日中両国人衝突事件の外交的処理を事例に

塚本, 元

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / 法学志林

(巻 / Volume)

95

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

35

(発行年 / Year)

1998-02-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003385>

北京政府期における中央外交と地方外交（一九一九～二〇）

——湖南日中両国人衝突事件の外交的処理を事例に——

塚 本 元

一 はじめに

二 地方外交交渉によって処理される事件

A 符契殴打事件

B 大石洋行店員暴行事件

三 地方外交交渉と中央外交交渉で複合的に処理される事件

五 結 び

A 丸三洋行等破壊事件

B 日清汽船貨物引渡妨害事件

四 北京における中央外交交渉で処理される事件

——東亜実業株式会社借款事件——

一 はじめに

従来学界では、辛亥革命による中華民国政府の成立（一九一二年）から南京国民政府の成立（一九二八年）に至る中華民国前半期を、袁世凱の死（一九一六年）を境に北京政府による中国統一がまがりなりにも保たれていた袁世凱政権期（一九一二～一六）と、中国全土が実質的に分裂状態に陥った軍閥期（一九一六～二八）とに二分する見方が

北京政府期における中央外交と地方外交（一九一九～二〇）（塚本）

一般的である。この時期区分に基づき、軍閥期（一九一六―二八）の中華民国に関して、中央政府である北京政府の全国への実効支配は失われ、全中国は地方軍閥が各地に割拠する完全な分裂状況に陥ったとする見方が学界では一般的であるといつてよいだろう。⁽¹⁾ この軍閥混戦という歴史像では、袁世凱の死後北京に存在した中華民国中央政府の弱体化が進み、ほとんど有名無実のものと化したとされている。また、臨時立法の擁護を掲げて一九一七年に成立した広東政府に関しては、中華民国の正統の中央政府と自己主張し、西南護法省の支持を受けてはいたものの、その各地域への実効支配はほとんど無に等しく、北京政府以上に中央政府としての実体に乏しいものであったとされている。⁽²⁾

現在筆者が行っている研究の究極的な目標は、外交という方面から袁世凱の死から南京国民政府の成立に至る時期（従来の一般的な時期区分では軍閥期）の北京政府への見方を見直すことにある。より具体的には、北京政府と各地方政府（主に省政府）の外交——特に対列強外交——における役割を明らかにすることにある。ここで焦点となるのは、実際の外交交渉において北京外交部と各地方交渉署が果たした役割の解明である。この問題は、当時の中国の政治構造全体にもかかわる多様かつ複雑な問題を含んでいるので、まず具体的な外交案件の処理過程の分析から研究を着手することにする。筆者はこの観点からすでに、一九一九年一月に福建省福州市で発生した日中両国人衝突事件（福州事件）の外交的処理に関する論文を発表している。そこでは、福州事件の外交的処理においては中央政府（具体的には北京外交部）が大きな役割を果たしたことが明らかに⁽³⁾なった。そして、引き続き本論文では、一九一九年から二〇年にかけて湖南で発生した五つの中日両国人衝突事件の外交的処理の方式を検討することにする。従って、本論文から導き出される結論は、限られた資料に基づいて、しかも限定された事例の検討から導かれる中間的なものであることを、あらかじめお断りしておきたい。本論文では、主要な資料として、『中華民国外交部檔案』と日本の

『外務省記録』を利用した。⁽⁴⁾

なお、すでに発表済みの論文からもわかるように、現在進めている研究において筆者はこと外交という分野に限っていえば、一九一六年以降も中央政府である北京政府（具体的には北京外交部）の役割が実質的にきわめて小さかったとは即断できないとの見通しを持っている。この立場からすると、一九一二年から二八年にいたる時期を袁世凱政権期と軍閥期に二分する従来の見方は必ずしも当を得たものではなく、むしろ一九一二年から二八年まで全体を北京政府期として一体のものとしてとらえるべきとの見方が生まれることになる。筆者が現在行っている分析の射程は直接的には一九一六年以降の時期に限られるものの、本論文の題名において、従来一般的であった軍閥期という時期区分を使用せず、北京政府期という時期区分を使用したのは以上の理由に基づく。

具体的な事例分析に入る前に、まずこの時代の中華民国の外交、特に対列強外交の枠組みを簡単に見ていくことにしよう。中華民国と列強諸国との関係は、基本的にはいわゆる「主権国家体系」(Sovereign State System)の枠組みでの国際関係であった。主権国家体系においては、主権国家のみが外交の主体となり、中央政府のみがその主権国家を代表して外交を管理する。これに対して、地方政府は外交に関与せず外交権を持たない。以上が近代の主権国家体系における国際法上の基本原則である。列強諸国は内政面での弱体化にもかかわらず、北京政府を中華民国の正統の中央政府として承認していたから、北京に公使館を設置していた。この在北京列強公使館と北京外交部との間に第一の外交チャネルが存在していた。⁽⁵⁾

以上のような主権国家体系の通常的外交チャネルの他に、地方政府と列強諸国との外交関係が幅広く存在していたことが、この時期の中国の特徴である。具体的には、各省には「交渉署」と呼ばれる外交事務を担当する官署が置か

れ、その長官は「特派交渉員」と呼ばれた。このほか、各省全体を統括する交渉署と特派交渉員とは別個に、当該「商埠」（開港場）のみを管轄する「交渉分署」（その長官が交渉員）が置かれる開港場もあった。この「交渉員」と当核開港場が所属する省を統括する「特派交渉員」とは直接の統属関係にはない。なお、以後特に注記しない場合には、「交渉署」及び「交渉分署」を地方交渉署または単に交渉署と総称し、「特派交渉員」と「交渉員」を総称して交渉員と表記することにする。

この特派交渉員及び交渉員は北京外交部の直属機関と位置づけられ、北京外交部によって任命され、直接外交総長の命を受けることになってはいた。しかし、多くの場合特派交渉員・交渉員と交渉署・交渉分署は実質的に地方政府（主に省政府）の外交機構として機能していたと考えられる。この各交渉署・交渉分署と列強諸国が中国各地に設置していた総領事館・領事館との間に第二の外交チャネルが存在していた。このチャネルを通して地方政府と列強領事館は日常的な接触を保持するとともに、実際に多くの外交交渉を行っていた。これがいわゆる地方外交である。この列強領事は、不平等条約のもとで領事裁判権その他強力な権限を持っていた。また、列強領事館は本国外務省と直接連絡する回路を持ちその指示を受けてはいたが、在北京公使館の一般的な指揮命令権のもとにあったことも忘れてはならない。主権国家体系においては、中央政府のみが外交の主体となるという上記の原則からすれば、この地方外交は例外的な現象であると言える。⁽⁶⁾

従って、この地方外交の存在そのものが北京中央政府の弱体化と中華民国の分裂状況を端的に表すものであるとの通常の理解は、一般論としてはあながち誤りとはいえない。しかし、当時の中華民国政治の在り方を明らかにしていくためには、さらに一步踏み込んで地方外交の役割や北京外交部の役割を具体的に明らかにしていくことが必要であ

る。この具体的分析の結果、上述の一般論とは若干異なる構図が明らかになってくる。すなわち、前述のすでに発表した論文において、福州事件の外交的处理の方式の検討から著者が導き出した暫定的な結論は以下の通りである。すなわち、地方交渉署と日本領事館（具体的には福建交渉署と在福州日本総領事館）との地方外交交渉は福州事件のよきな両国関係全体に影響を及ぼすような重要な問題を解決することはできず、北京外交部と在北京日本公使館との直接交渉（すなわち中央外交交渉）を必要とした。従って対列強外交においては北京外交部は極めて重要であり、地方外交には限界があった。本論文で取り上げる五つの事例は、一つの事例を除いて日貨排斥運動の過程で発生した日中両国人間の衝突事件であり、日中両国人間の衝突事件であるという点では福州事件と同一のカテゴリーに属する事件である。しかし、福州事件が両国関係全体を揺るがす重大な外交事件であるのとは異なり、本論文でとりあげる五つの事件は重要性が比較的低い事件である。本論文の目的は、重要性の比較的低い外交的事件の処理方式を明らかにすることにある。そして、分析の焦点は地方外交交渉と中央外交交渉の關係と、地方交渉署と北京外交部の役割を検討するところにある。

一九一九年から一九二〇年六月に至る湖南における日中両国間の外交關係の具体的な枠組みは以下の通りである。日本政府は省都長沙市に領事館を設置し、在長沙領事代理を勤める副領事——一九一九年八月までは八木元八、一九九年八月以降は池永林——が駐在していた。中国側の現地最高責任者である湖南省長兼督軍は、安徽派の軍人張敬堯であり、外交部特派湖南交渉員（以後単に湖南交渉員と略する）は朱孝威であった。湖南交渉署と在長沙日本領事館との間に第一の外交チャネルが存在し、北京外交部と在北京日本公使館との間に第二の外交チャネルが存在した。一九二〇年六月までは北洋系勢力が湖南省の大部分を支配し、湖南省政府は北京政府を中華民國の正統の中央政府とし

て承認していた。従って、自らを正統の中華民国中央政府と主張する広東政府とその正統性を承認する西南護法省の問題は、基本的には本論文での検討には含まれてはこない。

(1) Sheridan, James E. *China in Disintegration: The Republican Era in Chinese History, 1912-1949* (New York, The Free Press 1975).

(2) もちろん、このような一般的な見方とは異なる見方も存在する。例えば、ネイサンは北京政府に関して、一九一六年の袁世凱の死後もかなりの政治的影響力を保持し、一九二三年に至ってはじめて実質的に崩壊したとしている。また、川島真はワシントン会議を事例に、外交の分野では北京政府は重要な役割を果たしたとしている。

Nathan, Andrew, *Peking Politics, 1918-1923: Factionalism and the Failure of Constitutionalism* (Berkeley, University of California Press, 1976). 川島真『華盛頓会議と北京政府の籌備——以対外「統一」為中心』、『民国研究』第二輯、南京大学民国史研究中心、一九九五年、一一三—一二三頁。

(3) 塚本元「福州事件と中日交渉：『軍閥期』北京外交部の役割の一例」（中央研究院近代史研究所『第三屆近百年中日關係討論會文集』一九九六年、台北）。

(4) 具体的には以下の資料を主に使用した。

〔日本〕『外務省記録』（東京・外務省外交史料館所蔵）

MT三・三・八・五「支那ニ於イテ日本商品同盟排斥一件」

MT三・三・八・五「支那ニ於イテ日本商品同盟排斥一件、別冊雜件」

『華民国外交部檔案』（台北・近代史研究所檔案館所蔵）

〇三・三三・一〇七(2)「鄂、湘、皖排日索償案」（抄檔）

〇三・三三・一一六(1)「湖南排日風潮案」（原檔）

〇三・一〇—三八(3)「湖南紗廠抵借日款償案」（原檔）

〇三・一〇—三八(4)「湖南紗廠抵借日款償案」（抄檔）

なお、以上の文献はそれぞれ、MT三・三・八・五、MT三・三・八・五—、〇三・三三・一〇七(2)、〇三・三三・一一六(1)、〇三・一〇—三八(3)、〇三・一〇—三八(4)と略記する。

(5) もちろん、中華民国政府も列強政府の首都に公使館を設置していたから、列強諸国の中華民国公使館と列強政府の外務省本省との間にも第三の外交チャネルが存在していた。但し、本論文で取り上げた事例においては、この第三の外交チャネル（具体的には東京に駐在する中華民国公使館と日本の外務省本省）はほとんど役割を果たしていない。

(6) 地方外交と交渉署に関しては、陳体強『中国外交行政』（国立西南連合大学行政研究室、一九四五年）一〇三～一二〇頁、土田哲夫「一九一九年の中ソ紛争と『地方外交』」（『東京大学文学部紀要 第三部門 社会科学』第四八集、一九九七年）一七三～一七四頁、同『民国時期的『地方外交』——張学良東北政權の事例』（『民国研究』第二輯、南京大学民国史研究中心、一九九五年）八一～九九頁参照。

二 地方外交交渉によって処理される事件

A 符契毆打事件

一九一九年五月、パリ講和会議における山東の旧ドイツ権益の日本継承問題をきっかけに、日貨排斥を中心的な運動形態とする五四運動が中国全土で始まった。湖南省の省都長沙も例外ではなく、学生を中心に活発な日貨排斥運動が展開され、日本商品の販売は大きな打撃をうけるに至った。⁽⁷⁾

当時省都長沙から常德・衡陽・湘潭等の省内小都市に小蒸気船を運航していた日系汽船会社「戴生昌汽船局」は、この日貨排斥運動の標的となり、経営に大きな損害を受ける結果となった。このため、戴生昌社員の間では日貨排斥運動への不満が次第に高まり、この不満は次の事件となって爆発することになる。⁽⁸⁾ すなわち、一九一九年八月四日、

北京政府期における中央外交と地方外交（一九一九～二〇）（塚本）

長沙の埠頭において戴生昌所属小蒸氣船への乗船ボイコット運動を展開していた湖南学生連合会調査主任符契（公立法政学生）を、戴生昌社員がその場で取り押さえ、日本領事館警察の立会のもとで、中国側警察に引き渡した。その際、戴生昌の中国人雇員馮君山が符契を殴打、負傷させる事態となった。

この事件は長沙で激しい排日運動を引き起こすことになる。すなわち、事件発生の二日後の八月六日、長沙では学生連合会を中心に事件に抗議する「市民大会」が行われ、およそ千人がこれに参加した。市民大会終了後参加者は街頭デモへと移り、その数は三千人へと増大した。この市民大会では次の四項目の要求が決議された。一、戴生昌への営業許可の取消、二、日本領事による戴生昌の経理（経営責任者）への処罰、三、殴打事件犯人への処罰、四、戴生昌による符契への撫恤金の支払い⁽⁹⁾。

他方、八月四日の事件発生後直ちに、事件に関して湖南交渉署と在長沙日本領事館との外交交渉が開始された。事件発生後在長沙領事代理八木元八は、八月四日の事件を日貨ボイコット運動の団体が戴生昌の営業を妨害した事件と認識し、戴生昌社員が中国人学生に暴行を加えた事件との認識はなかった。換言すれば、八木領事の認識においては戴生昌は事件の加害者ではなく被害者であったのである。このような認識に基づく八木領事の事件処理の方針は、日貨排斥運動の中心となっていた学生連合会の取締を湖南省政府に要求し、中国側世論の動向を考慮して排日運動を指導したことを理由として符契個人の処罰を求めることはしないというものであった。八木領事の認識においては、この方針に沿って事件の解決を図ることは十分可能であるとされた。八月八日八木領事は簡潔な電報で東京の外務省本省に事件の発生を報告した⁽¹⁰⁾。

しかし、事件は戴生昌社員が日貨排斥運動の宣伝活動を行っていた中国人学生（符契）に理由なく暴行暴行を加え

たものであって、この八木領事の認識は必ずしも事件を正確にとらえたものではなかった。従って、八木領事の事件処理の方針は中国側の受け入れるところとはならなかった。すなわち、中国人学生への暴行事件との認識に基づき、八月八日外交部特派湖南交渉員朱孝威（以後単に湖南交渉員と略する）は公式文書で在長沙日本領事代理八木元八に符契毆打事件の犯人（戴生昌の中国人社員馮君山）の引渡を要求した。翌八月九日八木領事は符契負傷の事実を否定し、犯人の中国側への引渡を拒否した。しかし、日本領事の拒否にもかかわらず、八月一〇日長沙警察は当該馮君山を逮捕した。そして、八月一九日、長沙の裁判所（地方審判庁）において、馮君山は符契毆打の罪で禁固三ヶ月の判決をうけた。

馮君山逮捕後、交渉署と日本領事館は外交交渉を継続し、まもなく事件処理に関する合意に達した。その内容は、一、馮君山の刑を罰金刑に軽減する、二、湖南省政府は日貨排斥運動への取締を強化し、学生連合会の解散を命じるというものであった。なお、湖南省政府が学生連合会に解散を命じた理由は、本件符契毆打事件には留まらないことにも留意しなければならない。日本側では、事件当事者の戴生昌は中国側官憲の謝罪を主張して、この合意内容に不満であった。しかし、八木領事は日貨排斥運動が盛り上がっているという湖南の情勢を考慮し、当初の事件処理の方針とは異なるものの中国側との妥協を希望し、合意に達したものである。外交上はここに本事件は解決したのであった。これを受けて、一九一九年八月三日、八木領事は機密信で外務省本省と在北京日本公使館に本件外交交渉の内容と結果を報告した。⁽¹¹⁾

以上見てきたように、符契毆打事件はもっぱら湖南交渉署と在長沙日本領事館との地方外交交渉により処理され、解決されたのであった。本件処理に関しては北京外交部と在北京日本公使館との中央外交交渉は何の役割も果たして

いない。また、この交渉において、在長沙日本領事は本省あるいは在北京日本公使の指示を待たずに、自己の裁量で交渉を進め、事件を処理している。すなわち、在長沙日本領事は事件発生後直ちに日本外務省本省に電報で事件の発生を報告してはいるが、その内容はきわめて簡潔なものであった。そして、彼は自己の裁量で馮君山逮捕後の外交交渉を処理し、交渉決着後、初めて外務省本省と在北京日本公使館に外交交渉の結果を報告しているのである。本件は少数の現地日系企業社員が関係する小規模な暴行事件であったから、両国関係全体から見るとその重要性は低い事件であった。本事件が地方外交交渉のみによって、しかも現地日本領事の裁量で解決された最大の理由は、そのような事件の性格にあったものと考えられる。

(7) 塚本元『中国における国家建設の試み——湖南一九一九—一九二二年——』（東京大学出版会、一九九四年）四七—七六頁。なお、本書は以後、塚本『湖南』と略記する。

(8) 大正八年七月二日、在長沙八木領事代理ヨリ内田外相宛、公信第二二八号（『日本外交文書 大正八年第二冊下』、外務省、一九七三年）。

(9) 塚本『湖南』、五九頁。

(10) 大正八年八月一〇日、在長沙八木領事代理ヨリ内田外相宛、第三四号電（MT三・三・八・五（4））。

(11) 大正八年八月三日、在長沙領事代理八木元ハヨリ外務大臣内田康哉宛、機密信第五二号、別紙写第一号、八月七日、外交部特派湖南交渉員朱孝威ヨリ在長沙領事代理八木元ハ宛公文、別紙写第二号、八月九日、在長沙八木領事代理ヨリ外交部特派湖南交渉員朱孝威宛、公函第一三六号（MT三・三・八・五（6））。

B 大石洋行店員暴行事件

本事件も符契殴打事件と同じように、五四運動をきっかけに盛り上がった日貨排斥運動のなかで発生した事件であ

る。すなわち、一九二〇年四月一日、湖南省瀏陽の中國商致祥泰は、長沙において日系商店大石洋行から雜貨（価格二三元五二錢）を購入した。その日の夜、日貨排斥運動を展開していた湖南國貨維持会は当該日貨を摘発し、没収した。致祥泰が雜貨を購入した際の条件が、大石洋行が責任をもって商品を致祥泰に送り届けるといったものであったので、致祥泰は大石洋行に対して國貨維持会から当該雜貨を取り戻すことを要求した。

この要求をうけて、翌四月二日大石洋行店員の木村好之助（日本人）及び周運光（中国人）は國貨維持会事務所に赴き、当該雜貨の返還を要求した。國貨維持会職員が当該雜貨の返還を拒否したことから両者の間で衝突が発生した。その過程で、大石洋行社員は國貨維持会事務所に闖入し、室内の物品を破壊して國貨維持会職員の朱立村を殴打負傷させた。さらに、四月三日大石洋行社員（前記の木村及び周、そして平井美喜太、奥山順吉）は再度國貨維持会事務所に赴いて商品の返還を要求し、再度中日両國人間に衝突が発生した。今回は在長沙日本領事館員と湖南交渉署員が現場に駆けつけ、衝突はようやく終了した。この二回に渡る衝突事件において、大石洋行社員が不法行為を働いたことが明確に認められる。

國貨維持会は事件発生後直ちに、この大石洋行社員の行動への抗議運動を展開することになる。すなわち、事件終結の翌日にあたる四月四日、會議を開いて事件の事実関係の調査と損害賠償を要求することを決議した。國貨維持会は引き続き四月六日には、快郵代電によって北京外交部を含む国内の各種団体に宛てて声明を送付した。また、湖南國貨維持会の行動に対応する形で、衡陽（湖南省南部の都市）の商会・農会・学生連合会等の法団及び公団は、北京外交部に対して嚴重な対日交渉を行うよう要求した。

しかし、湖南の各種団体の働きかけにもかかわらず、北京外交部は本件に関して在北京日本公使館と本件に関する

外交交渉を行うことはなかった。⁽¹²⁾ 本事件に関する外交交渉は、在長沙日本領事館と湖南交渉署との間で行われることになった。すなわち、湖南交渉員朱孝威は在長沙日本領事代理池永林一に宛てて、四月一〇日照会を手交したのを皮切りに、引き続き四月二一日、五月四日に照会を手交した。これに答える形で、池永領事は朱交渉員に宛てて、公函第四二号（四月一四日）と公函第六二二号（五月一〇日）を手交している。

この長沙における交渉において、朱交渉員は大石洋行の日本人社員の暴行及び物品の破壊に対して嚴重に抗議するとともに、池永領事に事件の再発の防止と犯人の処罰を要求した。これに対して、池永領事は大石洋行社員による不法行為の存在を否定し、従って犯人への法律上の処罰をも拒否した。彼は大石洋行社員への「説諭」の必要性を承認するのみであったのである。さらに、池永領事は事件発生の原因は排日運動にあるとして、湖南交渉員に対して日貨排斥運動への取締の強化と、本事件に関する記事の長沙各新聞への掲載の禁止を要求した。この交渉では、湖南交渉員と日本領事はそれぞれの立場を主張することになったのである。

池永領事は朱交渉員に対しては大石洋行日本人社員の不法行為の存在を否定してはいたものの、彼自身は日本人による不法行為があったことは認識していた。すなわち、外務省本省への報告のなかで彼は大石洋行社員による不法行為の存在を明確に認めていたのである。池永領事は大石洋行社員による不法行為と、長沙で排日運動が長沙で激化しているという状況を考慮して、外交交渉における妥協へと傾いていった。具体的には、彼は日貨排斥運動への取締の強化と長沙の各新聞への事件関係記事の掲載の禁止という要求を取り下げた。しかし、暴行事件犯人への処罰に関してはこれを拒否し、大石洋行社員を「説諭」したのみであった。最終的にはこの池永領事が提出した妥協案を基礎に協議が成立し、本件は外交的には決着したものと考えられる。⁽¹³⁾

以上総合すると、大石洋行事件は湖南交渉署と在長沙日本領事館との交渉によって解決された。大石洋行事件を外交的に処理する場合に、湖南の各種団体（法団及び公団）は北京外交部に中央外交交渉を要求したものの、北京外交部と在北京日本公使館はこれに関与していないことが解る。事件発生後池永領事は外務省本省に事件の報告を行っているが、その内容は極めて簡潔なものであり、また報告を行った時期も事件発生からすでに二週間を経過し外交交渉がすでに開始されている四月一五日であった。⁽¹⁴⁾その後、池永領事は外務省本省に本事件とこれに関するかなり詳細な報告を送るが、これは外交交渉がかなりの進展を見せた後においてであった。⁽¹⁵⁾このような一連の経過から、本交渉は池永領事の裁量のもとで行われていたことが見てとれる。

事件解決の外交交渉の方式からすると、符契殴打事件と大石洋行店員暴行事件はほぼ同一である。すなわち、二つの事件はともに湖南交渉署と在長沙日本領事館との外交交渉によって解決され、北京中央政府（具体的には北京外交部）は関与していないのである。この二つの事件は、現地日本企業に属する少数の社員が引き起こした小規模な衝突事件という意味で類似した事件であると言える。著者がかつてとりあげた福州事件とはまったく異なり、両国関係全体から見れば、軽微な事件であったというこの二つの事件に共通する性格が、外交交渉の方式を決定する上で大きな影響を与えているものと考えられる。

(12) 収湖南国貨維持会代電一件、民国九年四月一五日、「日人闖入国貨維持会傷人毀物事」(四月六日付) (〇三三三一一一六⑪)。収駐衡陽湖南學生代表函一件、民国九年四月二日、「長沙日人闖入国貨維持会傷人毀物事」(四月一四日付) (〇三三三一一一六⑫)。

収衡陽商會等來電、民国九年四月一九日、「長沙日人傷人毀物事」(〇三三三一一一六⑬)。

(13) 大正九年四月一五日、在長沙池永領事代理ヨリ内田外務大臣宛、第二号電(MT三・三・八・五⑨)。大正九年五月二日、在長沙領事代理池永林一ヨリ外務大臣内田康哉宛、公信第四五号「日貨取戻事件ニ関スル件」、別紙甲号、乙号、丙号、丁号、戊号

法字志林 第九十五卷 第三号

(MT三・三・八・五⑨)。

(14) 前掲、池永領事、第二号電。

(15) 前掲、池永領事、公信第四五号。

三 地方外交交渉と中央外交交渉で複合的に処理される事件

A 丸三洋行等破壊事件

五四運動開始後湖南省常德では省都長沙を上回る激烈な日貨排斥運動が展開された。すなわち、商会会員によって組織された国貨維持会を中心とする日貨排斥運動によって、日本商品の取引は大きな打撃を受ける結果となった。常德における排日運動が大きく盛り上がった背景には、実質的に常德を統治する直隸派の軍人馮玉祥が日貨排斥運動に同情的であったという事情があった。⁽¹⁶⁾ また、湖南省の最高責任者の地位にある督軍兼省長の張敬堯が安徽派に属するのに対して、馮玉祥は北洋系勢力内部で安徽派に対立する直隸派に属し、張敬堯督軍兼省長の馮玉祥に対する実質的な影響力は限定的なものでなかった。⁽¹⁷⁾ 以上の派閥政治の事情は本事件をめぐる外交交渉に大きな影響を与えることになる。

一九一九年五月二六日、日貨排斥運動から日中両人間に衝突が発生した。すなわち、日貨排斥運動を行っていた中国人学生と日本居留民との間で言語上の衝突が発生したことから事件は始まる。この後、百余名の中国人学生が

日本人経営の商店丸三洋行・新隆洋行・宏裕洋行の店内に侵入し、ガラスや室内の備品等を破壊した。しかし、常德の官憲は直ちに取締に当たったため、まもなく衝突は終結した。なお、衝突の過程で日本居留民に負傷者は生じてはいない。⁽¹⁸⁾

事件発生後、常德日本人会は直ちに在漢口日本総領事館に事件の発生を報告した。当時常德には日本領事館は設置されておらず、現地の緊迫した状況をうけて、本来常德を管轄する在長沙日本領事館ではなく、地理的に近接する湖北省漢口の総領事館が事件発生直後の対応に当たった。現地日本人会から報告を受けた在漢口瀨川総領事は、事件発生から二日後の五月二八日、在北京日本公使館、在長沙日本領事館及び東京の外務省本省に、常德における丸三洋行等日本商店破壊事件の発生を報告した。⁽¹⁹⁾ 同五月二八日在漢口総領事の報告を受けた在北京日本公使小幡西吉は、即日北京外交部を訪問し、会見の席で常德の日本商店が破壊された事件に抗議するとともに、北京外交部に各地方官憲に日本居留民の保護を命じるよう要請した。その他、同じく在漢口瀨川総領事の報告を受けた在長沙日本領事も、湖南当局に日貨排斥運動への取締を強化するよう要求した。日本公使の申し入れを受けた北京外交部は、國務院（内閣に相当）に対して日本公使の申し入れの内容を報告するとともに、当該事件の調査を行いその結果を報告するよう、湖南省長兼督軍に要請した⁽²⁰⁾湖南交渉員に命じた。

湖南地方当局―具体的には湖南省長兼督軍張敬堯・湖南交渉員朱孝威、常德駐在の馮玉祥―は、それぞれ北京外交部に丸三洋行等破壊事件の事実経過と現地常德において日貨排斥運動への取締を強化したことを報告した。電報によるこれらの報告は直接外交部へ、あるいは國務院を通して六月はじめには外交部に到着している。⁽²¹⁾ このように現地湖南当局の報告をうけた北京外交部は、直ちにその内容を在北京日本公使館に伝達した。他方、在北京小幡公使は、六

月初旬再度丸三洋行等破壊事件に抗議するとともに日貨排斥運動への取締の強化を要求した。これをうけた北京中央政府（國務院）は、湖南省長兼督軍張敬堯と常德に駐留する馮玉祥に対して日貨排斥運動への取締を強化することを再度命じた。⁽²²⁾

以上見てきたように、丸三洋行等日本商店破壊事件処理の第一段階では北京外交部と在北京日本公使館の外交交渉が重要な役割を果たしていることがわかる。そして、日本政府の立場からするとこの交渉方式は有効なものであった。すなわち、在北京公使館から北京外交部に対して行われた日本政府の要求をうけて、湖南地方当局は日貨排斥運動への取締を強化しているからである。このように丸三洋行等破壊事件をめぐる事態は一応收拾された。

そして、事件処理は事件の外交的決着をめざす第二段階へと入ることになる。この第二段階においては第一段階とは異なり、湖南交渉署と在長沙日本領事館との間で外交交渉が行われることになった。すなわち、まず事件発生後直ちに在長沙日本領事館は常德に領事館員を派遣して事件の内容を調査し、事件による日本商店の損失を六五七元と算出した。そして、一九一九年六月一〇日在長沙八木領事代理は湖南交渉員に照会（第一〇八号）で、丸三洋行等破壊事件への損害賠償と日貨排斥運動への取締を要求した。ここに、丸三洋行等事件を解決する外交交渉が始まった。⁽²³⁾

この八木領事の照会に答えて湖南交渉員朱孝威は一九一九年八月二六日八木領事に書簡を送り、以下の三つの理由で丸三洋行等事件への損害賠償を拒否した。一、日本商店の損害は軽微である、現地地方官憲の取締に落ち度はなかった、三、常德は「通商口岸」ではないので、条約上ももと日本商人には常德に居住し通商を行う権利はない。⁽²⁴⁾

以上のように事件に関する双方の主張は対立し、この交渉は長期化した。そして、在長沙日本領事代理池永林（一九一九年八月に八木領事代理から交替）は、一九一九年九月三日に照会一五五号を、一九二〇年二月六日公函

を朱交渉員へ交付した。朱交渉員はこれに回答する形で、それぞれ一九一九年一〇月一日と一九二〇年二月九日に書簡を池永領事に交付した。以上の交渉において、日本領事は日本商店の被害に対する賠償を要求し、湖南交渉員は常德は「通商口岸」ではないことを理由に損害賠償を拒否した。この交渉員の主張に対しては、日本領事は常德は中国が自ら開港した通商口岸で（自開商埠）であるとして反論した。⁽²⁵⁾この問題に関しては、一九二〇年四月二十九日、湖南交渉員は常德が通商口岸でないことを理由に、日・米・英各国の在長沙領事に対して各国国民の常德からの引き上げを要求した。日本を除く英・米両国領事は交渉員の要求を受け入れ、英国人と米国人はすべて常德から引き上げた。⁽²⁶⁾以上のように、長沙における日本領事館と交渉署との交渉では日中両国の主張は平行線をたどり、外交交渉は暗礁に乗り上げた。特に日本側は損害賠償を獲得するという目標の実現に失敗したのであった。

在長沙池永領事代理は、外交交渉の行き詰まりを打破するために交渉のルートを変え、在北京日本公使館と北京外交部との外交交渉で丸三洋行等破壊事件を解決することを提議した。そして、一九二〇年四月七日池永領事代理は長沙で行われた外交交渉の文書を在北京日本公使館に移送した。日本政府は池永領事の提案を入れて、北京での中央外交交渉で本事件の解決をめざすことになったのである。この日本政府の決定の背景には、中国側の派閥問題への考慮が存在した。具体的には、前述のように湖南省長兼督軍の張敬堯は安徽派に属するのに対して、事実上常德を統治する馮玉祥は安徽派に対立する直隸派に属していたから、張敬堯は湖南省の軍政・民政両面での最高責任者の地位にあるにもかかわらず、実際には馮玉祥に命令することは不可能であった。この中国側の派閥問題が、在長沙日本領事と事実上張敬堯省長兼督軍のもとで外交を担当している湖南交渉員との外交交渉によって、本件丸三洋行等破壊事件を解決することができなかった原因の一つとなっていた。日本政府はこの派閥政治の問題を理解し、在北京日本公

使館と北京外交部との外交交渉を選択したのであった。日本政府は、北京政府に直接働きかけ、北京政府内の直隸派有力者が馮玉祥に命令することによって事件を解決することを期待していたのである。⁽²⁷⁾

ここに、丸三洋行等破壊事件をめぐる外交交渉は第三段階に入り、一九二〇年五月北京において日本公使館と北京外交部との間で外交交渉が始まった。すなわち、在北京日本公使小幡西吉は一九二〇年五月四日付照会第一〇〇号で北京外交部外交総長に以下のように丸三洋行等日本商店の損害への賠償を要求した。すなわち、事件の発生を防止できなかった点に中国地方当局の落ち度がある。また、常德が通商口岸であるかどうかにかかわらず、中国当局には外国人の生命財産を保護する義務があるから、中国当局は丸三洋行等への損害賠償を拒否することはできない。その主張内容は大部分日本領事が長沙での交渉で行った主張と大部分共通であるが、常德は通商口岸ではないから中国当局は賠償責任を負わないとする中国側の主張に対応して、常德が通商口岸であるかどうかにかかわらず中国側は外国人保護の責任があるから損害賠償責任を負うべきであるとしたところに、日本側の主張の変化が見られる。⁽²⁸⁾

日本公使の照会を受け取った北京外交部はこの照会を湖南省長と湖南交渉員に転送し、合わせて常德における丸三洋行等破壊事件を調査するよう、省長に要請した交渉員に命令した(訓令二九号⁽²⁹⁾)。事件に関する湖南交渉員からの回答は一九二〇年五月三十一日に北京外交部に到着した。その内容は、常德丸三洋行等破壊事件では日本商店の損害は軽微であり、かつ常德は通商口岸ではないので日本商店が損害賠償を請求する権利はないとするものであった。この報告の内容は、当然のことながら長沙で行われた外交交渉で湖南交渉員が日本領事に対して行った主張と同一である。また、湖南交渉員は報告と同時に長沙で行われた外交交渉に関する文書を北京外交部に送った。⁽³⁰⁾ 湖南交渉員の報告を受け取った北京外交部は、六月九日照会会で小幡日本公使に対して丸三洋行等事件に関する損害賠償を拒否する回

答を行った。⁽³¹⁾ 北京での交渉でも再度両者の主張は対立したのであった。

しかし、一九二〇年六月一五日小幡日本公使が照会で再度損害賠償を要求すると、北京外交部の態度が変化することになる。すなわち、日本公使の度重なる要求をうけた北京外交部は事件への対応を再度検討し、湖南交渉員に事件を調査し日本領事と協議するよう命令することを決定した。これは、実質的にはある程度日本側の主張に配慮して交渉を行い妥協をめざすことを湖南交渉員に命じることを意味する。

ところが、北京政府が新たな決定を下したまさにこの時点で、湖南省の政治状況が激変し、本件外交交渉をめぐる枠組みそのものが大きく変化した。すなわち、一九一八年以来北洋系勢力の統治下にあった湖南では、一九二〇年六月譚延闓が指導する湖南地方勢力が武力で湖南への支配を回復し、湖南督軍兼省長の張敬堯は失脚し逃亡した。張にかわって湖南省長兼督軍に就任したのは湖南地方勢力の中心人物である譚延闓であった。ここに成立した新たな湖南省政府は護法運動に参加し、広東政府を中華民国の正統の (legitimate) 中央政府として承認し、北京政府の正統性 (legitimacy) を否定した。⁽³²⁾ 従って、北京政府を中央政府、湖南省政府を地方政府と位置づける構造そのものが崩壊してしまつたことになる。北京外交部は現地湖南当局 (省政府及び交渉署) との連絡ルートさえも失う結果となつてしまつたのである。このため、北京外交部は丸三洋行等事件に関する前述の一九二〇年六月の決定を実行に移すことができず、本件外交交渉を放置せざるを得なかつた。⁽³⁴⁾

さらに一年が経過した一九二一年四月八日、在北京日本公使小幡西吉は照会を北京外交部外交総長顔惠慶に送り、丸三洋行等への損害賠償を再度要求した。⁽³⁵⁾ その内容は一年前の要求と同様のものではあつた。再度日本政府の要求を受けた北京外交部は対応に苦慮することになる。なぜなら、湖南の政治状況は変化しておらず、外交交渉の前提となる

中央―地方政府関係自体が存在していなかったからである。この情況では北京外交部は湖南交渉署との連絡ルートすら回復していなかった。しかし、再度の日本公使の要求を北京政府は放置することはできず、なんらかの回答を行う必要があった。そこで、北京外交部は湖南に隣接する湖北交渉員（湖南とは異なり湖北は北洋系勢力の支配下にあり護法陣営には属していない）に、湖南交渉員と協議の上丸三洋行等日本商店破壊事件を調査し、在長沙日本領事館あるいは在漢口日本総領事との外交交渉でこの事件を解決しよう命じた。湖北交渉員は湖南交渉員との間に連絡ルートを持っていたから、北京外交部はこのルートを利用したのである。⁽³⁶⁾

『中華民国外交檔案』〇三一三三一〇七(2)「鄂、湘、皖排日偵案」と〇三一三三一〇六(1)「湖南排日風潮案」には、これ以降の丸三洋行等破壊事件に関する外交交渉の資料は見あたらない。従って、この後丸三洋行等破壊事件がどのように決着したのか現在のところ知ることはできない。

さて、丸三洋行等破壊事件の外交的処理を検討すると、全体としては在長沙日本領事館と湖南交渉署との地方外交交渉が重要な役割を果たしていることが解る。この丸三洋行等破壊事件は、筆者がかつて取り上げた福州事件とは異なり、日中間の重大な外交問題に発展する可能性は低かった。以上のような丸三洋行等破壊事件を処理する場合、地方外交交渉は比較的重要な役割を果たしたのであった。

もっとも、同じく重要性が低い事件のなかでも、二でとりあげた符契毆打事件や大石洋行事件の処理事件とは、この丸三洋行事件の処理法は異なっていた。すなわち、符契毆打事件や大石洋行事件はすべて長沙における領事館と交渉署との地方外交交渉によって解決され、北京の中央外交交渉はまったく何の役割も果たしていない。これと比較すると、丸三洋行事件の処理においては交渉の第一段階と第三段階において、中央外交交渉がある役割を果たしてい

ることが見て取れる。

以上のような事件処理方式の相違が生じた第一の原因は、事件の重要性のある程度の相違である。すなわち、丸三洋行等破壊事件は福州事件とは比較にならないものの、符契事件や大石洋行事件と比べれば重要度の高い事件であったから、領事と交渉員の地方外交交渉ですべての事件処理を行うことはできなかった。具体的には言えば、符契事件と大石洋行事件は少数の個人のみが関係する事件であったのに対して、丸三洋行等破壊事件は百名以上の中国人学生が関係する比較的大規模な事件であり、事件発生当時常徳の状況は相当緊張した。従って、日本政府は事件発生後直ちに在北京日本公使館と北京外交部との外交チャネルを用いて、中国政府に常徳における排日運動への取締の強化を要求した。日本政府の立場からするとこれは有効な方法であった。なぜなら、その結果湖南地方当局は排日運動への取締を強化したからである。

第二の原因は日本政府の選択である。具体的には事件発生直後北京中央政府に排日運動への取締の強化を申し入れただけではなく、その後の在長沙日本領事館と湖南交渉署との地方外交交渉で損害賠償の獲得という目標を達成することができなかった日本政府は、外交交渉の行き詰まりを打開するために、もう一つの外交チャネルである在北京日本公使館と北京外交部との交渉を再度用いたのであった。この決定の背景には、安徽派と直隸派の対立という中国側での派閥問題への考慮があった。

なお、最後に丸三洋行事件の背後にはこの派閥政治の問題に加えて、広東政府と護法運動という複雑な問題があったことも指摘しておかなければならない。この二つの問題は丸三洋行等破壊事件の処理方式にも影響を与えている。

(16) 大正八年五月二七日、在長沙八木領事代理ヨリ内田外務大臣宛、第一八号電(MT三・三・八・五⁽¹⁾)。大正八年五月二九日、在

電 (MT 三・三・八・五⁽⁹⁾)。大正九年五月二日、在長沙領事代理池永林ヨリ外務大臣内田康哉宛、公信第四四号 (MT 三・三・八・五⁽⁹⁾)。

(27) 前掲、大正九年四月七日、機密信第八号。

(28) 前掲、収日本公使館照会一件、民国九年五月二日。収日本公使函「補送日商丸三新隆宏毅等洋行素偵案中之合同抄本請加入前次照会由」(〇三二三一一一六⁽¹⁾)。

(29) 發湖南督軍兼省長咨・湖南特派員訓令、民国九年五月一八日(〇三二三一一一六⁽¹⁾)。

(30) 収湖南交涉員呈一件、民国九年五月三十一日、「鈔送常德排日一案牘由」(〇三二三一一一六⁽¹⁾)。

やや遅れて六月八日には湖南省長からの報告が北京外交部に届いた。その内容は湖南交渉員の報告とほぼ同一である(収湖南省省長咨一件、民国九年六月九日、「常德日商丸三洋行等受損賠償案照復查照由」(〇三二三一一一六⁽¹⁾)。

(31) 發日本小幡公使照会、民国九年六月九日、「常德日商丸三洋行等受損賠償案照復查照由」(〇三二三一一一六⁽¹⁾)。

(32) 収日本小幡公使照会一件、民国九年六月一八日、「常德日商損失事」(〇三二三一一一六⁽¹⁾)。

(33) 塚本「湖南」八八〇九六頁。

(34) 發湖北特派交涉員函、民国一〇年四月二日、「常德日商丸三等号受損案請治查明商結由」(〇三二三一一一六⁽¹⁾)。

(35) 収日本使館照会一件、民国一〇年四月八日、「關於湖南常德日商店損失賠償事請行知該官憲速解決見復由」(〇三二三一一一六⁽¹⁾)。

(36) 前掲、發湖北交涉員函、民国一〇年四月二日。

B 日清汽船貨物引渡妨害事件

日系の船会社日清汽船は、漢口(湖北省)から湖南省の長沙及び湘潭との間に大型汽船を運航していた。そして、一九一九年の春以降五四運動をきっかけに活発となった日貨排斥運動の影響を受けて、日清汽船は大きな損失を出す情況が続いた。⁽³⁷⁾ 以上のような状況の下で、一九二〇年四月一日、日清汽船の武陵丸は海産物などを積んで長沙

港に入港した。しかし、日貨排斥運動の影響を受けて当該海産物を積み卸し、中国商人に引き渡すことが不可能な状況となった。この事態が発生した後、現地長沙の日本領事代理池永林一は、湖南当局に武陵丸積み荷の荷揚げへの妨害を中止するよう要求し、ここに在長沙日本領事館と湖南交渉署との外交交渉が始まることとなった。具体的には、池永領事代理は照会（四月二七日付第五〇号）で、湖南交渉員朱孝威に武陵丸からの荷物の積み卸しを保護するよう要請した。この要請に対して、朱交渉員は四月三〇日、省長公署が相当の処理を行うとの回答を行った。しかし、池永領事はこの回答に満足せず、再度照会（五月五日付第五八号）で、湖南当局に日貨排斥運動を取締り、武陵丸の積み荷の積み卸しへの妨害を停止させるよう要求した。池永領事は交渉員のみならず張敬堯省長兼督軍と直接会見し、武陵丸の積み荷の荷揚げへの妨害を停止させるよう要求した。⁽³⁸⁾

在長沙日本領事館と湖南交渉署との外交交渉が長沙で行われるのと平行して、北京では北京外交部と日本公使館との外交交渉が行われた。具体的には、まず四月二七日在長沙池永領事は、電報で在北京日本公使小幡西吉に日清汽船武陵丸の積み荷積み卸し妨害事件に関する報告を行った。そして同時に、北京外交部に武陵丸からの荷物の引渡への妨害を停止するよう要求することで、北京中央政府から湖南省政府に日貨排斥運動への取締りを強化するようようにとの命令を下させることを要請した。⁽³⁹⁾池永領事の電報を受け取った在北京小幡公使は、北京外交部外交総長に宛てて照会（五月四日付第一〇一号）を送り、日貨排斥団体の妨害により日系船会社日清汽船からの積み荷の引渡が不可能な状況にあることを理由に、湖南省長兼督軍に日貨排斥運動への取締りを強化するよう命令することを要求した。⁽⁴⁰⁾

北京外交部は直ちに湖南当局（省長と交渉員）に日本公使の前記照会を伝達し、もし日清汽船からの積み荷の引渡への妨害が事実であるなら、事情を調査した後日清汽船の積み荷の引渡への妨害を停止するよう、省長に要請し、交

渉員に命令した。北京政府の働きかけを受けた湖南省政府は、五月初めに日貨排斥運動への取締りを強化した。この結果、武陵丸上の貨物の大部分の積み卸しが可能となり、中国人商人に引き渡された。このようにして日清汽船積み荷引渡妨害事件は現地では実質的に解決された。そして、五月一日、池永領事代理は東京の外務省本省に日清汽船積み荷引渡妨害事件はすでに解決したと報告した。⁽⁴¹⁾ 残された問題は事件の外交的決着をはかることであった。一九二〇年五月三十一日、本件に関する湖南交渉員の報告が書簡で北京外交部に到着した。⁽⁴²⁾ 現地からの報告を受けた北京外交部は、六月七日照会で長沙における日清汽船積み荷引渡妨害事件に関して日本公使に回答を行った。この照会において、北京外交部は湖南省長が省公警察庁に日清汽船積み荷引渡妨害事件を調査し処理するよう命じたことを日本公使に報告した。⁽⁴³⁾ このようにして本事件は外交的にも決着したのであった。

以上まとめると、日清汽船積み荷引渡妨害事件を処理する場合、湖南交渉署と在長沙日本領事館との地方外交交渉と、北京外交部と在北京日本公使館との中央外交交渉が、同時に進行し事件は解決した。本事件は福州事件のような重大な事件ではなかったにもかかわらず、北京での中央外交交渉が比較的大きな役割を果たしていると言うことができる。その第一の原因は日本政府の選択である。日本政府は中央外交交渉を選択し、北京外交部に要求して湖南省政府に日貨排斥運動取締の強化を命令させることでその目標を達成したのであった。丸三洋行事件の場合と同じく、中央外交交渉を選択することは日本政府の立場からすると有効な方法であったのである。第二の理由は、両国関係全体を揺るがした福州事件とは比較にならないものの、日本側にとっては本事件の重要性は相当大きかったということである。本事件そのものは比較的小さな事件であるが、現地湖南のみで営業する小規模な日本商人とは異なり、日本政府にも影響力を有する大会社であった。しかも、一九一九年春に始まった日貨排斥運動は日清汽船の経営に強烈な打

撃を与えていたからである。

さて、この日清汽船積み荷引渡妨害事件の処理法は、長沙での地方交渉と北京での中央交渉が組合わさった形で処理されたという点で、丸三洋行等破壊事件の処理方式と共通の性質をもっていたと言える。但し、第一段階では主に中央交渉、第二段階では地方交渉、第三段階では再度中央交渉という丸三洋行等破壊事件の処理方式と、中央交渉と地方交渉が同時に並行して進行了日清汽船事件の処理方式では、地方外交交渉と中央外交交渉の具体的な組合わり方は異なっている点も忘れてはならない。

(37) 大正八年七月二八日、在長沙領事代理池永林一ヨリ外務大臣内田康哉宛、公信第一三二号 (MT三・三・八・五④)。大正八年二月二二日若宮通信省官船局長ヨリ田中通商産業局長宛 (日本外交文書 大正八年第二冊下) 一四九〇〜一四九二頁。塚本『湖南』、六七〜六八頁。

(38) 大正九年五月一日、在長沙領事代理池永林一ヨリ外務大臣内田康哉宛、公函第四二号 (MT三・三・八・五⑨)。

(39) 大正九年四月二七日、池永領事代理ヨリ内田外務大臣宛、第一六号電 (MT三・三・八・五⑦)。

(40) 収日本公使照会、民国九年五月二二日、「請取締湖南常德排日運動由」(〇三—三三—一六①)。

(41) 発湖南督軍咨・湖南交渉員訓令、民国九年五月一八日、「常德排日事」(〇三—三三—一六①)。池永領事、前掲、公函第四二号。中華民國外交檔案には、一九二〇年五月一八日に発せられた湖南省長兼督軍宛の咨と湖南交渉員宛の訓令が存在しているだけである。しかし、在長沙池永領事は五月初にすでに北京政府の命令が湖南省政府に到着したことを外務省本省に報告している(前掲、池永領事公函第四二号)。従って、外交檔案中には存在してはいないものの、五月一八日の咨と訓令と同一内容の電文が、五月初めに湖南当局に到着していたものと考えられる。

(42) 収湖南朱交涉員呈、民国九年五月三十一日、「常德排日由」(〇三—三三—一六①)。

なお、湖南省長の報告はやや遅れて遅れて六月八日北京外交部に到着した(収湖南省長咨一件、民国九年六月八日、「常德日商丸三洋行等受損害賠償案由」〇三—三三—一六①)。

(43) 発日本小幡公使照会、民国九年六月七日、「長沙妨阻日清汽船交貨事」(〇三—三三—一六①)。

四 北京における中央外交交渉で処理される事件——東亞実業株式会社借款事件——

この事件は厳密に言くと日中両国人間に発生した衝突事件ではなく、湖南省政府が日本企業からの借款契約を締結し、その借款契約をめぐって発生した事件である。従って、本論文で取り上げた他の四つの事件とは若干その性質を異にする。

さて、一九一九年の時点で湖南省政府は財政資金の極度の欠乏という極めて深刻な財政問題に直面していた。このため、湖南省政府は資金確保のために省営の第一紡績工場の民間への売却をめざし、一連の行動を開始する。まず、一九一九年六月、省政府は湖北人商人李子雲への第一紡績工場の払い下げを決定した。しかし、湖南の各種団体（法团及び公团）は強力な反対運動を展開したため、李子雲は第一紡績工場の購入を断念した。次に省政府は一九一九年八月第一紡績工場を大興公司に払い下げることを選定した。しかし今回も湖南の各種団体が強力な反対運動を組織したため、省政府は第一紡績工場を大興公司に売却することはできなかった。湖南の各種団体が強力な反対運動を組織した理由は以下のようなものである。元来、湖南資本が組織した華実有限公司（株式会社）と湖南省政府の間には、華実公司が第一紡績工場の経営を請け負うとの契約が存在した。しかし、第一紡績工場の工場設備が未完成のため、工場の引渡が一九年に至るも実現していなかったのであった。従って、第一紡績工場の売却は華実公司との契約を侵害することになる。湖南人は第一紡績工場の売却によって彼らの経済的利益が侵害されることを恐れたのであった。⁽⁴⁴⁾

深刻な財政難に悩む湖南省政府は、二度の失敗にもかかわらず三度第一紡績工場を利用した資金調達を試みる。すなわち、一九一九年十一月一日、湖南省政府は日本企業東亞実業株式会社と借款契約を締結した。その内容は以下の

通りである。湖南省政府は第一紡績工場の一切の動産と不動産を担保に東亞実業株式会社から一五〇万元を借り入れる。借款の期限は一五年、利息は年利九厘とする。借款の期間、東亞実業は第一紡績工場の経営の一切を請け負う。当時の中華民国の法律によると、外国からの借款を行う場合には北京中央政府の承認が必要であるとされていたから、本件契約のなかに北京中央政府の承認を得てはじめて本借款契約は有効になると明文で定められていた。⁽⁴⁶⁾ 本契約は借款という形式をとっていたが、第一紡績工場の経営権を民間企業に与えることによって湖南省政府が多額の資金を獲得するという点では、工場の民間への売却と共通の性質をもっていた。

さて本契約の締結後、在北京日本公使小幡西吉は書簡を北京外交部に送り、湖南省政府と東亞実業株式会社との借款契約を北京政府がいつ承認するかを問い合わせた。⁽⁴⁶⁾ 日本公使の書簡を受け取った北京中央政府はこの借款に関する検討を開始することになる。借款に関する問題は本来は財政部の管轄ではあるが、本件は実業に深くかわる問題であることを理由に、國務會議（内閣に相当）はまず農商部がこの借款契約を審査するとの決定を下した。この決定に基づいて審査を開始した農商部は、借款の条件が湖南省政府に厳しいことを理由に慎重に審査を進めることとなった。

一九二〇年一月一五日、華実公司の發起人が北京外交部外交総長に宛てた書簡が北京外交部に到着する。彼らは、日本公使に宛てて照会を発し、湖南省政府と東亞実業株式会社の借款契約を阻止し、かつ湖南省長兼督軍張敬堯にこの借款契約の取消を命令することを北京外交部に要請した。⁽⁴⁷⁾ さらに、湖南の地方勢力は様々なチャネルを通して北京中央政府にこの借款契約を阻止するよう要請した。⁽⁴⁸⁾ 華実公司發起人の書簡を受けとった北京外交部は、一月三十一日再度財政部と農商部に本件に関して問い合わせを行い、同時に本件への調査を要請した。⁽⁴⁹⁾

この外交部の問い合わせに対して、一九二〇年二月六日財政部は農商部の決定を転送する形で東亞実業の借款問題

に解答を行った。また、二月一三日には農商部は直接外交部に報告を送付した。農商部の本借款に関する決定は以下の通りである。湖南省政府と東亜実業株式会社の借款契約に関しては、地元湖南では強力な反対運動が存在し、かつ借款の条件が中国側に不利である（具体的に日本企業東亜実業株式会社の権限が大きすぎる）ので、農商部としては本契約を即座に承認することはできない。従って、財政部は即座に湖南省長張敬堯に本借款契約の取消を命じるべきであり、また、外交部に対しては日本会社に宛てて照会を發し、日本企業が本件借款を実行するのを阻止することを求める。以上のように、北京中央政府は湖南省政府と東亜実業との借款契約を阻止するとの決定を下し、これを実行に移すことになる。すなわち、農商部の上記決定を受けた財政部は一九二〇年一月二四日、湖南省長兼督軍に対してすみやかに東亜実業との借款契約を取り消し、農商部に報告するよう命じた。⁵⁰⁾

さらに、一九二〇年二月一八日、北京外交部は公函によって在北京日本公使館に以下の通り申し入れた。すなわち、華実会社と湖南省政府の間には湖南第一紡績工場の経営を請け負う契約が存在しているので、財政部と農商部は湖南省政府と東亜実業株式会社との間の借款契約を承認することはできない。従って、本契約を実行することは困難である。さらに、紛争の発生を避けるために、日本企業東亜実業が本件契約を実行するのを阻止するよう日本公使に対して要求する。⁵¹⁾以上の北京政府の決定を受けて、東亜実業借款事件を解決する外交交渉が北京外交部と在北京日本公使館との間で始まったのである。

北京外交部の公函を受け取った在北京日本公使館は、一九二〇年三月一日付照会第五九号によって、湖南省政府が本件借款契約を保証していることと外国商人を保護する必要があることを理由に、北京政府に対して湖南省政府と東亜実業株式会社との借款契約を直ちに承認することを要求した。⁵²⁾この日本公使の照会を受け取った北京外交部は、

三月二四日まず日本公使の照会（第五九号）を紹介した後、湖南省政府が東亜実業との借款契約をすでに取り消したかどうかを財政部と農商部に問い合わせた。⁽⁵³⁾これに答えて三月二九日外交部に到着した財政部の回答は以下の通りであった。すなわち、湖南省政府がすでに東亜実業との借款契約の取消を宣言したことを湖南省長兼督軍張敬堯はすでに報告してきている。従って、北京中央政府が本件借款契約の取消を要求し、本件借款契約中に北京中央政府の承認を条件として初めて本契約は効力を発するという明文がある以上、本借款契約は無効であり、問題が発生する余地はまったくない。⁽⁵⁴⁾

財政部の報告をうけた北京外交部は、一九二〇年四月一日日本公使に書簡で以下の回答を行った。すなわち、湖南省長兼督軍張敬堯はすでに東亜実業株式会社との借款契約を取り消したので、本件借款契約を履行することは不可能である。⁽⁵⁵⁾以上のように借款契約が取り消されるという形で、東亜実業株式会社借款事件は解決したのであった。

さて、以上総合すると東亜実業借款事件は、北京外交部と在北京日本公使館との中央外交交渉のみによって処理され、解決された。本事件においては当該事件が発生した地元湖南における交渉署と日本領事館との地方外交交渉は何の役割も果たしていない。本件東亜実業借款事件は福州事件などとは異なり日中間の重大な外交問題に発展する可能性は必ずしもない重要度の比較的低い事件である。このような各地方で発生した重要度の比較的低い事件の場合には、他の事例では中央外交交渉が同時に重要な役割を果たす場合があるとしても、少なくとも交渉署と領事館の地方外交交渉は重要な役割を果たしている。従って、湖南交渉署と在長沙日本領事館との地方外交交渉がなんらの役割も果たしていない東亜実業株式会社借款事件の処理方式は、本論文で扱った五つの事例のなかでは異例に属するのである。その原因は中華民國の法制度にあると考えられる。すなわち、中華民國の法律の規定により外国から借款を行う場合

には、北京政府の承認が必要であるとされていた。従って、借款問題を地方交渉で扱うことはできず、北京外交部と在北京公使館との中央交渉が重要な役割を果たすことになるのである。借款をめぐる問題であるという本事件の性質が、これ进行处理する外交交渉の方式を決定していると言えよう。

(44) 塚本「湖南」、七六～七七頁。

(45) 湖南華実紡紗公司呈一件、民国九年一月一日、「請阻湖南紡紗廠抵借日款事 附件」〔附件「湖南紡紗廠借款合同」、民国八年一月一日付〕(〇三一〇一三八③)。

(46) 収財政部咨、民国九年二月六日、「湖南第一紗廠抵借日款事抄送函稿希照会阻止進行由」(〇三一〇一三八③)。

(47) 前掲、湖南華実紡紗公司呈一件、民国九年一月一日。

(48) 収衆議院劉冕執等函、民国九年二月三日、「湖南紗廠抵借日款事」(〇三一〇一三八③)。

(49) 発財政・農商部咨、民国九年一月二日、「湘省紗廠抵借日款事應否由本部照会日使阻止進行咨請檢復由」(〇三一〇一三八③)。

(50) 前掲、収財政部咨、民国九年二月六日、収農商部咨、民国九年二月三日、「關於湖南華実紡紗公司抵借日款事請照会日使阻止由」(〇三一〇一三八③)。

(51) 発日本小幡公司函、民国九年二月一日、「湖南紡紗廠抵借日金事請阻止日商進行以杜弊端由」(〇三一〇一三八③)。

(52) 収日本公使館公函一件、民国九年三月二日、「湖南第一紗廠抵借日款事函請承認並見復由」(大正九年三月二日、在北京小幡公司より外交総長宛、公函第五九号)(〇三一〇一三八③)。

(53) 発財政・農商部咨、民国九年三月二日、「湖南第一紗廠抵借日款合同曾否由該廠取消調查見復」(〇三一〇一三八③)。

(54) 収財政部咨、民国九年三月二日、「湖南等第一紡紗廠抵借日款案抄送該省長複文請查照由 附件」(〇三一〇一三八③)。

(55) 発日本小幡公使函、民国九年四月一日、「湖南紡紗廠抵借日款合同久經取消函復查照由」(〇三一〇一三八③)。

五 結 び

本論文で検討したのは、あくまでも一九一九年から二〇〇年に湖南で発生した五つの事件の処理方式のみである。従って、ここで導かれる結論はもちろん最終的なものではなく、あくまでも中間的なものである。その暫定的な結論は以下の通りである。

一般的に言う、重要性が比較的低い日中両國人衝突事件を処理する場合、全体としては地方交渉署と日本領事館の地方外交交渉重要な役割を果たしている。北京外交部と在北京公使館との中央外交交渉が果たした役割は、これに比較すると小さかった。本論文で扱った事件のなかには、重要性のきわめて低い事件ではあるが、地方外交交渉のみによって解決され、北京外交部と日本公使館はまったく無関係な形で処理される事件すら存在している。もちろん、地方外交の存在とこれが重要な役割を果たしていたということは、当時の中華民国の中央政府と地方政府の関係のあり方を反映している。そして、この処理方式は福州事件のような両国関係全体揺るがす重大な外交問題を処理する方式とは異なっている。すなわち、ここで福州事件の処理方法を再度繰り返せば、地方交渉署と日本領事館の外交交渉の果たした役割は比較的低く、北京外交部と日本公使館の中央外交交渉が大きな役割を果たしている。

もっとも、地方で発生した重要性が比較的低い事件を処理する場合にも、前述の一般的な傾向には例外が存在し、北京外交部がある種の役割を果たす場合も存在する。第一は、外交交渉の当事者が中央外交交渉を選択した場合である。具体的に言うと、当事者（中国の省政府あるいは日本政府）が、地方外交交渉に不満を持つ場合、その目標を達

成するために、北京外交部と在北京日本公使館との中央外交交渉を選択することが可能であった。この場合は相手方はこれを拒絶することはできず、事件を解決する中央外交交渉が開始されることになる。本論文で扱った事例のなかでは、丸三洋行事件処理において、日本政府が中央交渉を選択している。また、重大な事件の事例ではあるが、福州事件において福建省政府は意図的に中央交渉を選択している。

中央外交交渉が事件解決の過程で役割を果たす方式には二種類ある。一つは、中央外交交渉によって直接問題を解決するものである。もう一つの方式は、まず中央外交交渉において北京中央政府から地方当局（省政府ないし交涉署）に、あるいは日本公使館から日本領事館に命令を下すことを要求し、しかるのちに地方交渉署と領事館の地方外交交渉で問題を解決するというものである。この場合には、具体的な事件解決には地方外交交渉が重要な役割を果たすことになる。

地方で発生した重要性が比較的低い事件処理において、中央外交交渉がある役割を果たす第二の原因は中華民国の制度である。中華民国の法律制度によれば、ある種の問題―例えば外国からの借款―は、北京中央政府が決定するとされていた。この種の問題は地方外交交渉では処理することは不可能で、北京中央政府を一当事者とする中央交渉が極めて大きな役割を果たすことになる。

以上以前の論文で取りあげた福州事件と総合して見ると、地方外交交渉は大きな役割を果たしているものの、地方外交交渉が完全に中央外交交渉にとってかわることはできなかったことがわかる。そういう意味で、外交においては北京政府は無視できない役割を果たしていたのである。しかし、内政面から見ると袁世凱の死後のこの時期北京政府の弱体化が進行していたのは紛れもない事実である。それにもかかわらず、北京政府が外交面で重要な役割を果たす

ことができた理由の一つは、少なくとも名目上は、中国の地方政府（特に省政府）と列強政府がともに北京政府を中華民國の中央政府として承認していたことに求められる。主権国家体系の原則においては、中央政府のみが対外的に国家を代表し、外交を管理することになっていたから、中国の地方政府も列強政府も北京政府の外交面での地位を否定することはできなかったのである。

なお、この時期中国にはこの構造そのものを否定する勢力が存在していた。それは、広東の中華民國政府と護法省である。広東軍政府と護法省は北京政府の中華民國中央政府としての正統性（legitimacy）を否定し、広東政府を中華民國の正統な中央政府として承認していた。本論文では、扱った事件の性質及び紙幅の関係から、原則的にはこの広東軍政府と護法省の問題に立ち入ることは避けた。

本論文で取り上げた湖南で発生した日中両国人衝突事件の処理方式は一樣ではなく、わずか五つの事件の処理のなかに様々な処理方式が存在する。例えば、交渉署と領事館の地方外交交渉のみで事件を処理する方式もあり、また北京外交部と在北京公使館との中央外交交渉で直接事件を解決する方法もある。さらに、中央外交交渉と地方外交交渉が同時に進行し事件を解決する方式もある。その他、まず中央外交交渉において北京中央政府が地方政府に命令するよう要求し、その後交渉署と領事館の地方外交交渉によって事件を解決する方式もある。この他に、まず地方外交交渉が進行し、その後地方外交交渉に不満を持った日本政府が中央外交交渉を選択する場合もある。

以上論じてきた結論はすでに述べたように、研究途中の暫定的なものに留まる。著者が現在進めている研究の最終的な目標は北京政府時期、特に袁世凱の死後の軍閥期における地方外交交渉と中央外交交渉の関係とひいては中華民國の全体的な政治構造を検討するところにある。そのような最終的な目標を考えると、本論文で取り上げた五つの

事件の分析の射程は極めて小さく、将来に残された課題はまだまだ大きいと言わざるを得ない。従って、著者は今後
もより多くの事例研究を積み重ねていきたいと考えている。この場合、いつ、どのような地方で発生した、いかなる
内容の事件が、どのようにして処理されたのかを明らかにしていくことが必要になるものと考ええる。

（なお、本稿のもととなる研究には、財団法人桜田会、平成八年度政治研究助成を受けた。）